

議案第18号

北名古屋市企業立地促進条例の制定について

北名古屋市企業立地促進条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、市内に工場等を新增設する事業者に対し奨励措置を講じ、企業立地の促進、企業の流出防止及び雇用の拡大を図るため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に工場等を新增設する事業者に対し奨励措置を講ずることにより、企業立地の促進、企業の流出防止及び雇用の拡大を図り、もって地域経済の振興と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域 本市に属する区域のうち、規則で定める地域をいう。
- (2) 工場等 物品の製造の用に供する施設及びその研究開発の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設のうち、次に該当する分野をいう。
 - ア 航空宇宙
 - イ 次世代自動車
 - ウ 環境・新エネルギー
 - エ ロボット
 - オ 情報通信
 - カ 健康長寿
 - キ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく東尾張地域基本計画の指定集積業種（ただし、物流関連産業を除く。）の分野
 - ク その他市長が認める分野
- (3) 事業者 営利を目的として工場等において継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- (4) 新增設 指定地域に工場等を新たに設置（家屋を賃貸する場合を除く。以下同じ。）すること又は既存の工場等を拡充し、若しくは償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を設置し、若しくは工場等の全部を建て替えることをいう。ただし、「工場等の拡充」とは、工場等

の改築後の固定資産税評価額が増加するものに限る。

- (5) 投下固定資産総額 事業者が工場等の新增設に要した費用のうち、家屋及び償却資産（土地を除く。）を取得した費用の合計額をいう。
- (6) 大企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の基準を超える事業を営む者をいう。
- (7) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、次号の小規模企業者を除く。
- (8) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次条第1項に該当する事業者に対し、工場等新增設促進奨励金を予算の範囲内において、規則で定める額を交付することができる。

2 市長は、前項又は北名古屋市高度先端産業立地促進条例（平成21年北名古屋市条例第3号）第3条に定める奨励措置（以下「高度先端産業立地促進奨励金」という。）のいずれかの交付を受ける事業者（以下「対象事業者」という。）に対し、次に掲げる奨励金を予算の範囲内において、規則で定める額を上乗せして交付することができる。

- (1) 新エネルギー施設等促進奨励金
- (2) 雨水活用施設促進奨励金
- (3) 雨水流出抑制施設促進奨励金
- (4) 雇用促進奨励金
- (5) 障害者等雇用促進奨励金

3 市長は、指定地域内又は指定地域外にかかわらず、市内に工場等を有する事業者が、その周辺地域における市民生活との調和に貢献すると認める施設又は事業等（以下「地域貢献事業等」という。）に対し、地域貢献事業等促進奨励金を予算の範囲内において、規則で定める額を交付することができる。この場合において、対象事業者にあつては当該奨励金を上乗せして交付することができるものとする。

4 市長は、指定地域内又は指定地域外にかかわらず、市内に工場等を有

する事業者が行う J I S Q 9 1 0 0 認証（ I A Q G による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本規格をいう。）及び N a d c a p 認証（ P R I が認定する国際航空宇宙産業特殊工程認証プログラムをいう。）の取得又は更新に対し、航空機産業国際認証奨励金を予算の範囲内において、規則で定める額を交付することができる。

- 5 市長は、対象事業者へ工場等の土地又は家屋を売却し、又は賃貸することにより企業立地に協力した者（以下「企業立地協力者」という。）に対し、企業立地協力者奨励金を予算の範囲内において、規則で定める額を交付することができる。ただし、当該事業者が売買又は賃貸借契約締結後 3 年以内に工場等の当該工事に着手した場合又は操業を開始した場合に限る。

（奨励金の交付対象となる事業者及び企業立地協力者）

第 4 条 前条第 1 項に定める工場等新增設促進奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 指定地域において新增設した工場等が規則で定める投下固定資産総額であるもの
- (2) 新增設する工場等の常用雇用者を操業開始後 3 年の間に、大企業者にあっては 1 0 0 人以上、中小企業者にあっては 2 5 人以上維持しているもの
- (3) 新增設する工場等が周辺地域の生活に規則で定める環境配慮を行うもの

- 2 前条第 2 項第 1 号に定める新エネルギー施設等促進奨励金の交付の対象となる事業者は、新增設した工場等の操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）の前日までに、新エネルギー法第 2 条に規定する新エネルギー利用等のための施設等のうち、規則で定める施設等を設置しているものとする。

- 3 前条第 2 項第 2 号に定める雨水活用施設促進奨励金の交付の対象となる事業者は、操業開始日の前日までに、雨水を貯水し、及び活用する施設のうち、規則で定める施設を設置しているものとする。

- 4 前条第 2 項第 3 号に定める雨水流出抑制施設促進奨励金の交付の対象

となる事業者は、操業開始日の前日までに、雨水を貯留し、又は浸透する設備等のうち、規則で定める設備等を設置しているものとする。

- 5 前条第2項第4号に定める雇用促進奨励金の交付の対象となる事業者は、操業開始日の前後1年の間に、新たに雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である従業員（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）として大企業者にあつては5人以上、中小企業者にあつては3人以上、小規模企業者にあつては1人以上の市内に居住する者の雇用を開始し、1年以上経過し、現に雇用しているものとする。
- 6 前条第2項第5号に定める障害者等雇用促進奨励金の交付の対象となる事業者は、新たに前項に規定する従業員として障害者等（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者）及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する第2号職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修を修了したジョブコーチの雇用を開始し、1年以上経過し、現に雇用しているものとする。
- 7 前条第3項に定める地域貢献事業等促進奨励金の交付の対象となる事業者は、指定地域の内外及び操業開始日にかかわらず、市内において工場等を有し、かつ、規則で定める地域貢献事業等を設置又は実施しているものとする。
- 8 前条第4項に定める航空機産業国際認証奨励金の交付の対象となる事業者は、指定地域の内外及び操業開始日にかかわらず、市内の事業者で、法人格を有し、規則で定める対象経費により認証取得又は更新をしたものとする。
- 9 前条第5項に定める企業立地協力者奨励金の交付の対象となる企業立地協力者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 工場等の立地に係る土地若しくは家屋を譲渡し、若しくは賃貸する事業者と子会社、親会社若しくは関連会社の関係にないこと又は当該事業所の社員若しくは役員の地位にないこと等経営上密接な関係に

ないもの

(2) 市税を滞納していないもの

(重複受給の禁止)

第5条 事業者は、同一の立地において同時期に、高度先端産業立地促進奨励金又は第3条第1項に定める工場等新增設促進奨励金の交付を重複して受けることができない。

2 事業者は、第3条第2項第5号に定める障害者等雇用促進奨励金の対象となる障害者等については、同項第4号に定める雇用促進奨励金の対象とすることはできない。

(認定の申請及び決定)

第6条 第3条第1項、第3項及び第4項に規定する奨励措置を受けようとする事業者又は同条第5項に規定する奨励措置を受けようとする企業立地協力者は、市長が定める必要な書類を添えて、市長に認定の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、前項の申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定に当たって特に必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

(認定の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定による認定を決定した事業者又は企業立地協力者（以下「認定事業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定事業者等に係る認定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項、第7項、第8項又は第9項に規定する要件のいずれかを欠くこととなったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反すると認められるとき又は北名古屋市高度先端産業立地促進条例第9条各号に該当すると認められるとき。

(3) 奨励措置の対象となった工場等が奨励金の交付対象期間内に操業を休止し、又は廃止したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。

(5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消すことが必要であると認めるとき。

(交付の申請及び決定)

第8条 第3条第1項から第5項までに規定する奨励金の交付を受けようとする認定事業者等は、規則で定める奨励金の交付の時期に、市長が定める必要な書類を添えて、市長に交付の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、認定事業者等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付に当たって、特に必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(奨励金の不交付等)

第9条 市長は、奨励金の交付を受け、又は受けようとする認定事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第7条の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 市税を滞納したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は警察当局から排除要請がある者と認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させる必要があると認めるとき。

2 前項の規定により奨励金の返還を命ぜられた認定事業者等は、規則で定めるところにより、これを返還しなければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、特に必要があると認めたときは、第3条に規定する奨励措置を受け、若しくは受けようとする認定事業者等に対して必要な報告を求め、又は工場等への立入調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。